

(証券コード 3281)  
平成30年5月9日

投資主各位

東京都港区東新橋一丁目5番2号  
汐留シティセンター  
GLP投資法人  
執行役員 辰 巳 洋 治

## 第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月24日（木曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第15条第1項及び第2項

(みなし賛成)

第15条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成30年 5月25日（金曜日）午後 2時00分
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町 2番 1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第 1号議案：規約一部変更の件  
第 2号議案：執行役員 1名選任の件  
第 3号議案：監督役員 2名選任の件

以 上

---

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方 1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である G L P ジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.glpjreit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 不動産関連資産以外の一定の資産の運用、取得及び譲渡が生じうるため、かかる資産に関しても運用報酬Ⅰ、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬の報酬算定の対象に加えるべく、所要の変更を行うものです。また、本投資法人が自ら請負契約の発注者となって不動産関連資産又は不動産関連資産以外の一定の資産の再開発、増築又は増設を行った場合も、運用報酬Ⅰ及び取得報酬の報酬算定の対象となることを明確にするべく、所要の変更を行うものです（規約第36条関連）。
- (2) 本投資法人の中長期的な安定収益の維持及び向上に資する資産を柔軟に取得できるよう、投資制限に関する規定について所要の変更を行うものです（規約別紙1 IV. 関連）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）の改正の施行により不要となった附則の削除を行うものです（規約附則関連）。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)            第36条 1. (記載省略)                (1) 運用報酬1                    本投資法人の決算期の翌日から決算期の3ヶ月後の日までの期間(以下「計算期間Ⅰ」という。)及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間Ⅱ」という。)の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.18%を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365で除して得られる金額(1円未満切捨て)を上限として運用報酬1を支払うものとする。</p> <p>        「計算期間Ⅰ」における総資産額                    計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表(投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。)に記載された総資産額。</p>	<p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)            第36条 1. (現行のとおり)                (1) 運用報酬1                    本投資法人の決算期の翌日から決算期の3ヶ月後の日までの期間(以下「計算期間Ⅰ」という。)及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間Ⅱ」という。)の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.18%を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365で除して得られる金額(1円未満切捨て)を上限として運用報酬1を支払うものとする。</p> <p>        「計算期間Ⅰ」における総資産額                    計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表(投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。)に記載された総資産額。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>「計算期間Ⅱ」における総資産額 直前の「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産（別紙1において定義される。以下同じ。）（計算期間Ⅰの期間中に合併を行った場合には当該合併に伴い増加した不動産関連資産を本投資法人が取得した不動産関連資産とみなすものとする。本号において、以下同じ。）の取得価額（合併に伴い増加した不動産関連資産については、その資産計上額とする。本号において、以下同じ。）を加算し、処分した不動産関連資産の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減算した額。</p>	<p>「計算期間Ⅱ」における総資産額 直前の「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した（<u>計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が自ら請負契約の発注者となって再開発、増築又は増設を行った場合を含む。</u>）<u>不動産関連資産</u>（別紙1において定義される。以下同じ。）<u>、再生可能エネルギー発電設備（別紙1第Ⅲ項2.iに定めるものをいう。）若しくはこれを主たる信託財産とする信託の受益権又は有価証券（投信法で定めるものをいう。）</u>でその最終的な裏付財産が主として国内に所在する不動産であるもの（本項において、以下「<u>不動産関連資産等</u>」と総称する。）（計算期間Ⅰの期間中に合併を行った場合には当該合併に伴い増加した不動産関連資産等を本投資法人が取得した<u>不動産関連資産等</u>とみなすものとする。本号において、以下同じ。）の取得価額（合併に伴い増加した不動産関連資産等については、その資産計上額とする。本号において、以下同じ。）を加算し、処分した不動産関連資産等の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産等についてはその取得価額）を減算した額。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>「計算期間Ⅰ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅰの末日より2ヶ月以内に支払い、「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に支払うものとする。但し、計算期間Ⅰの期間中に合併を行った場合の「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1については、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に、当該合併が行われなかったとみなして算出した「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1の金額を支払った上で、計算期間Ⅱの末日より5ヶ月以内に、当該合併を踏まえて算出した「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1と支払い済みの金額の差額を支払うものとする。</p> <p>(2) ～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 取得報酬 本投資法人が不動産関連資産を取得した場合（なお、合併により承継した場合は含まない。）において、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.5%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等、又は利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等から取得した場合においては、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.3%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。</p>	<p>「計算期間Ⅰ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅰの末日より2ヶ月以内に支払い、「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に支払うものとする。但し、計算期間Ⅰの期間中に合併を行った場合の「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1については、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に、当該合併が行われなかったとみなして算出した「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1の金額を支払った上で、計算期間Ⅱの末日より5ヶ月以内に、当該合併を踏まえて算出した「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1と支払い済みの金額の差額を支払うものとする。</p> <p>(2) ～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 取得報酬 本投資法人が不動産関連資産等を取得した場合（<u>本投資法人が自ら請負契約の発注者となって再開発、増築又は増設を行う場合を含む。</u>なお、合併により承継した場合は含まない。）において、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.5%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等、又は利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等から取得した場合においては、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.3%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 譲渡報酬 本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合において、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その譲渡価格の0.5%に相当する金額を上限として譲渡報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等、又は利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等に対して譲渡した場合においては、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その譲渡価格の0.3%に相当する金額を上限として譲渡報酬を支払うものとする。なお、譲渡価格とは、売買契約に記載された価格とする。</p> <p>(6) 合併報酬 本投資法人が新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）を行った場合、合併の効力発生日から3ヶ月以内に、合併時において合併の相手方が保有していた不動産関連資産の合併時における評価額の0.5%に相当する金額を上限として合併報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等に該当する投資法人又は利害関係人等がその資産の運用を受託している投資法人と合併を行った場合においては、合併時において合併の相手方が保有していた不動産関連資産の合併時における評価額の0.3%に相当する金額を上限として合併報酬を支払うものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(5) 譲渡報酬 本投資法人が不動産関連資産等を譲渡した場合において、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その譲渡価格の0.5%に相当する金額を上限として譲渡報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等、又は利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等に対して譲渡した場合においては、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その譲渡価格の0.3%に相当する金額を上限として譲渡報酬を支払うものとする。なお、譲渡価格とは、売買契約に記載された価格とする。</p> <p>(6) 合併報酬 本投資法人が新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）を行った場合、合併の効力発生日から3ヶ月以内に、合併時において合併の相手方が保有していた不動産関連資産等の合併時における評価額の0.5%に相当する金額を上限として合併報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等に該当する投資法人又は利害関係人等がその資産の運用を受託している投資法人と合併を行った場合においては、合併時において合併の相手方が保有していた不動産関連資産等の合併時における評価額の0.3%に相当する金額を上限として合併報酬を支払うものとする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第9章 附 則</u> (改正の効力発生)</p> <p><u>第40条 第6条の2の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. ～III. (記載省略)</p> <p>IV. 投資制限</p> <p>1. 本投資法人は、第III項2. c. に定める有価証券及び第III項2. e. に定める金銭債権に対する投資は、積極的に行うものでなく、安全性、換金性又は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. ～4. (記載省略)</p> <p>V. (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. ～III. (現行のとおり)</p> <p>IV. 投資制限</p> <p>1. 本投資法人は、第III項2. c. に定める有価証券 <u>(その最終的な裏付財産が主として国内に所在する不動産以外のものであるもの)</u> 及び第III項2. e. に定める金銭債権に対する投資は、積極的に行うものでなく、安全性、換金性又は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. ～4. (現行のとおり)</p> <p>V. (現行のとおり)</p>



## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員辰巳洋治は、平成30年5月31日をもって任期満了となります。これに伴い、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、執行役員の任期は、平成30年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成30年4月19日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
たつ み よう じ 辰 巳 洋 治 (昭和41年7月23日)	平成2年4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）に勤務（法人営業等に 従事） 平成8年1月 IMD（スイス ローザンヌ）にて経営学修士（MBA）取得 平成9年1月 株式会社さくら銀行（現：株式会社三井住友銀行）シンガポール支店に勤務 平成15年12月 株式会社三井住友銀行 国際法人営業部 平成20年7月 株式会社プロロジス入社 平成21年7月 GLプロパティーズ株式会社（現：日本GLP株式会社）財務経理部長就任 平成23年4月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 非常勤監査役就任 平成24年9月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 財務管理本部長就任 平成26年11月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 常務執行役員CFO就任 平成28年5月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長兼CFO就任 平成28年6月 GLP投資法人執行役員就任（現任） 平成30年4月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長就任（現任）	82口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務を執行しております。

### 第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、平成30年5月31日をもって任期満了となります。これに伴い、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、監督役員の任期は、平成30年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有投資口数
1	井上寅喜 (昭和31年9月6日)	昭和55年10月 アーサーアンダーセン東京事務所(現：有限責任あずさ監査法人)入所 平成20年7月 株式会社ヒューロンコンサルティンググループ マネージングディレクター就任 平成20年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年7月 株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長就任(現任) 平成23年6月 パイオニア株式会社 社外監査役就任 平成23年9月 GLP投資法人監督役員就任(現任) 平成28年3月 花王株式会社 社外監査役就任(現任) 平成28年6月 株式会社あおぞら銀行 社外監査役就任(現任)	0口
2	山口孝太 (昭和49年7月14日)	平成12年10月 長島・大野・常松法律事務所入所(平成12年から平成15年まで、平成17年から平成23年まで) 平成18年5月 Columbia University School of Law卒業(LL.M.) 平成18年10月 Debevoise & Plimpton LLP (New York) 勤務 平成23年9月 木村・多久島・山口法律事務所開設(現任) 平成23年9月 GLP投資法人監督役員就任(現任) 平成25年6月 株式会社平和 社外取締役就任(現任)	0口

- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者井上寅喜は、井上寅喜公認会計士事務所の代表者、株式会社アカウンティングアドバイザーの代表取締役社長、花王株式会社の社外監査役及び株式会社あおぞら銀行の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者山口孝太は、株式会社平和の社外取締役を兼務しております。

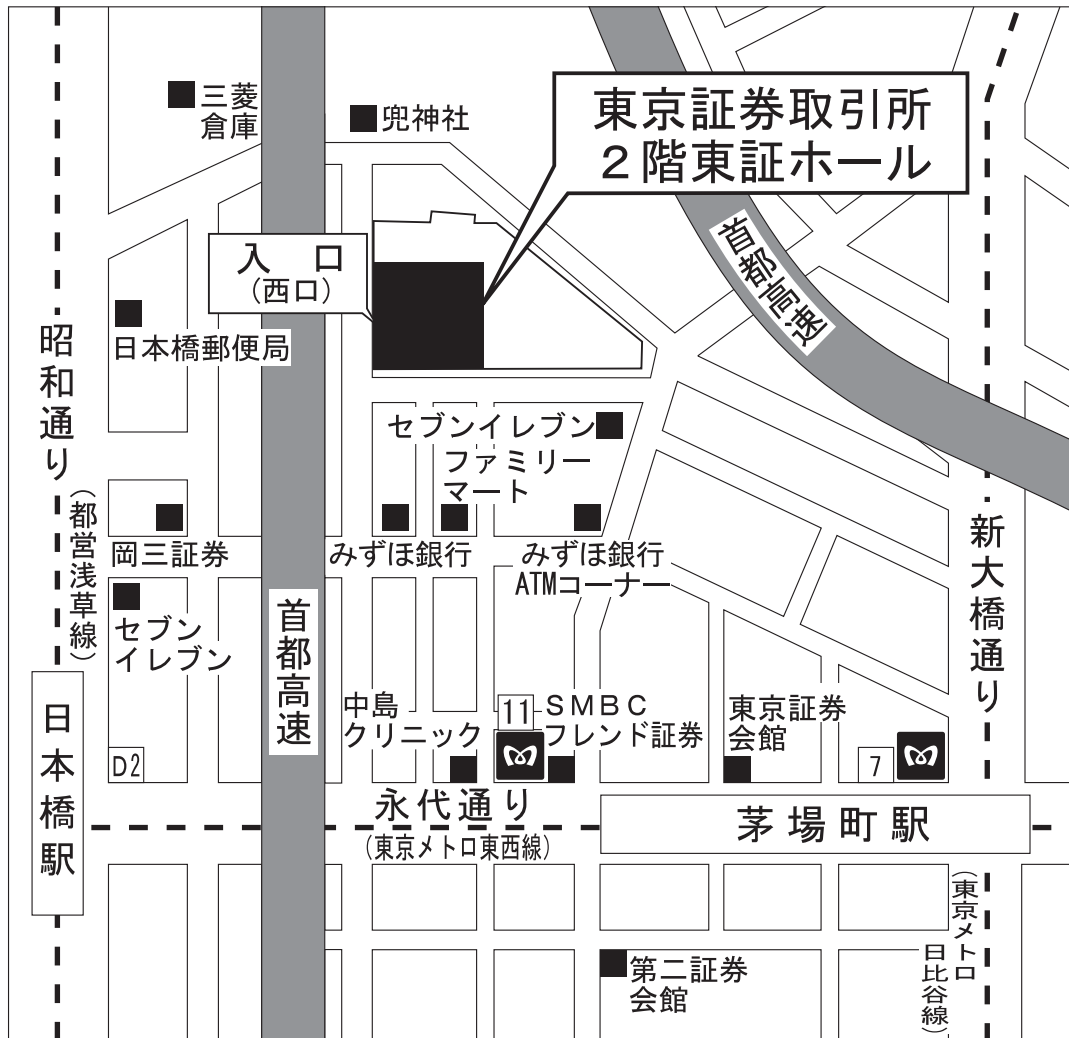
### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
電話 03-3666-0141



## 交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

## お願い

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。